

平成 20 年度税制改正案のポイント～その 1

Q：中小企業経営者にとって重要となる平成 20 年度中小企業関係税制改正案の内容を教えてください。

A：経済活性化・競争力強化に役立つ税制に着目

1. 中小企業投資促進税制の延長

1) 現行制度：青色申告の中小企業者（資本金 1 億円以下）等が、一定の機械装置（160 万円以上）、電子計算機・デジタル複合機等の器具備品（120 万円以上）、ソフトウェア（70 万円以上）等を取得した場合、取得価額の 7% の税額控除（資本金 3000 万円以下、法人税額の 20% が上限、リースも可）又は取得価額の 30% の特別償却が可能です。

2) 改正内容：適用期限を 2010 年 3 月末まで延長。

2. 情報基盤強化税制の延長・拡充

1) 現行制度：中小企業者が 300 万円以上の OS・サーバー、データベース管理ソフトウェア・アプリケーションソフト、ファイアーウォールソフト・装置を取得の場合、取得価額の 10% の税額控除（法人税額の 20% が上限）又は 50% の特別償却が可能です。

2) 改正内容：適用期限を 2010 年 3 月末まで延長、最低限度を 70 万円に引下げ拡充しました。

3. 少額減価償却資産の特例の延長

中小企業者等が、取得価額 30 万円未満の少額償却資産を取得した場合に即時償却可能な制度を 2 年間延長。

4. 製造設備の法定耐用年数の見直し

1) 現行制度：機械装置の耐用年数区分は 390 区分と詳細にわたり、設備取得の際の区分けが煩雑でした。

2) 改正内容：2008 年 4 月以降開始事業年度から既存資産と共に、機械装置の法定耐用年数区分を 55 区分に大括り化し、耐用年数を改定（概ね短縮）しました。

5. 人材投資促進税制の延長・拡充

1) 現行制度：当期が前 2 年間の平均教育訓練費（基準額）よりも増加した場合に、増加額の 25% 又は教育訓練費総額に一定の控除率（増加額 ÷ 基準額の 1/2、最高 20%）を乗じた金額のいずれか有利な方を選択し税額控除可能な制度（法人税の 10% が上限）です。

2) 改正内容：「教育訓練費の増加なしでも適用可能な制度」として、「教育訓練費割合（教育訓練費 ÷ 労働費用）0.15% 以上」を前提に、**教育訓練費総額の 8～12% を税額控除可能な制度**です。

平成 20 年 4 月
 税理士法人石井会計
 代表社員 石井栄一
 （公認会計士・税理士）